

2024年11月12日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 尾 板 裕 介
(TEL. 03-6731-3410)

2024年12月期第2四半期決算短信の開示が期末後50日を超えたことに関するお知らせ

当社は、本日2024年12月期第2四半期決算短信の開示を行いました。当該開示が決算期末後50日を超えた理由及び今後の決算開示につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算短信の開示が決算期末後50日を超えた理由

当社は、2024年11月12日付け「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本件の疑義（以下「本件疑義」という）について、証券取引等監視委員会より当社監査役会に対し第三者委員会による調査を行うよう要請があり、第三者による特別調査委員会を設置し、調査（以下、「当調査」という）を行い、調査報告書を受領いたしました。当社は特別調査委員会の報告を受けて、2019年12月期第2四半期以降の有価証券報告書、四半期報告書、決算短信及び四半期決算短信の訂正を対象とし、過年度決算の訂正に向けた対応を進めました。この過程において、過年度決算修正手続や会計監査人による監査手続に時間を要したことから、結果として2024年12月期第2四半期決算短信の開示が期末後50日を超えることとなりました。

本件疑義の内容

- ①ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付けで売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義
- ②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、取引実態があるかとの疑義
- ③当社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入（350百万円）について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

2. 今後の決算開示について

当社は、今回の決算短信の開示遅延を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。今後、決算開示体制を強化し、決算期末後45日以内での開示を行い、株主及び投資家の皆様に対する適切な情報開示に取り組んでまいります。

この度は株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上